

【表紙】

| | |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年12月24日 |
| 【発行者名】 | みずほ投信投資顧問株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 田 中 慎 一 郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区三田三丁目 5 番27号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 商品開発部長 三 木 谷 正 直 連絡場所 東京都港区三田三丁目 5 番27号 |
| 【電話番号】 | 03-5232-7700 |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | みずほ豪ドル債券ファンド（年1回決算型） |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 | (1) 当初自己設定 100万円 (2) 継続募集額 上限5,000億円 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年10月4日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項について、販売会社の追加に伴ない、関係事項を下記のとおり訂正するものであります。

2 【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部 _____ は訂正部分を示します。

第三部 【委託会社等の情報】

第2 【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

< 訂正前 >

| | 名称 | 資本金の額 (百万円) | 事業の内容 |
|------------|------------------------|-----------------------|------------------------------------------------------------|
| (1) 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 324,279 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を行っています。 |
| (2) 販売会社 | <u>該当事項はありません。</u> | | |
| (3) 投資顧問会社 | AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド | 100百万豪ドル ¹ | 豪州において投資顧問業および投資信託業務を行っています。 |

(注) 資本金の額：平成25年3月末日現在 1 平成24年12月末日現在

< 訂正後 >

| | 名称 | 資本金の額 (百万円) | 事業の内容 |
|------------|------------------------|-------------------------------|------------------------------------------------------------|
| (1) 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 324,279 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を行っています。 |
| (2) 販売会社 | <u>株式会社みずほ銀行</u> | <u>1,404,065</u> [*] | <u>銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。</u> |
| (3) 投資顧問会社 | AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド | 100百万豪ドル ¹ | 豪州において投資顧問業および投資信託業務を行っています。 |

(注) 資本金の額：平成25年3月末日現在 1 平成24年12月末日現在 * 平成25年7月1日現在

2 関係業務の概要

< 訂正前 >

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。なお、有価証券届出書提出日現在、委託会社の直接募集以外で、当ファンドの募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を取扱う販売会社はありません。

(3) 投資顧問会社

当ファンドが主要投資対象とするMHAM豪ドル債券マザーファンドにおいて、委託会社から運用の指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）を受け、信託財産の運用の指図を行います。

<訂正後>

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

(3) 投資顧問会社

当ファンドが主要投資対象とするMHAM豪ドル債券マザーファンドにおいて、委託会社から運用の指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）を受け、信託財産の運用の指図を行います。